

# 兵庫県公報

平成29年11月24日 金曜日 第 2955 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	1
○ 県道の路線変更（道路保全課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	2
○ 自動車専用道路の指定（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	3
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	3
公 告	
○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（県民生活課）	4

## 告 示

### 兵庫県告示第1006号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成29年11月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神崎郡神河町上小田字大畑881の56（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
県立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



### 兵庫県告示第1007号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
平成29年11月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市氷上町谷村字嶋ヶ後1411の1・1412の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1408から1410まで、字西野2035の1・2036の1・2038・2070の2・2073の1・2073の3・2074の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、2028、2037
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(i) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字嶋ヶ後1409・1410・1412の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1408、字西野2028・2035の1・2036の1・2038（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2037、2070の2、2073の1、

2073の3、2074の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1008号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

平成29年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

旧新別	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
旧	浜坂停車場線	浜坂停車場	新温泉町浜坂	
新	浜坂停車場線	浜坂停車場	新温泉町三谷	



**兵庫県告示第1009号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年11月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年11月24日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浜 坂 停 車 場 線	美方郡新温泉町浜坂字東鱈ケ隈461番3から 同 郡同 町三谷字平田157番2まで	新	10.0から 38.0まで	272.0	終点 変更
県道 山 田 新 温 泉 線	美方郡新温泉町対田字丸山川原718番1から 同 郡同 町対田字丸山川原718番1まで	旧	15.0から 24.0まで	6.0	
	美方郡新温泉町対田字丸山川原718番1から 同 郡同 町対田字丸山川原727番1まで	新	15.0から 33.0まで	194.0	終点 変更
県道 竹 田 指 杭 線	美方郡新温泉町福富字定利175番1から 同 郡同 町福富字定利176番1まで	旧	12.0から 14.0まで	38.0	
		新	12.0から 26.0まで	38.0	

兵庫県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。  
 その関係図書は、平成29年11月24日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 路線名  
一般国道178号
- 2 指定する道路の部分  
美方郡香美町香住区余部字平野599番1から  
同 郡新温泉町栢谷字川久保83番1まで
- 3 指定する日  
平成29年11月26日

兵庫県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年11月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年11月24日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区余部字平野599番1から 同 郡新温泉町三谷字真鍮崎443番1まで	旧	7.0から 63.0まで 11.0から 220.0まで	12,948.0  10,960.0	一部 予定地
		新	7.0から 63.0まで 11.0から 220.0まで	12,948.0  10,960.0	

兵庫県告示第1012号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成29年11月26日から施行する。

平成29年11月24日

兵庫県知事 井戸敏三

2(1)の表6の(3)の款を次のように改める。

6 の (3)	鳥取 豊岡 宮津 自動車 道	第1 種禁 止地 域等	佐津 イン ター チェ ンジ	新温 泉浜 坂イ ンタ ーチ	路端から1,000メートル以内の区域（県道香住村岡線、県道三川下岡線のうち一般国道178号との交点から町道佐津下岡線の交点まで、町道佐津下岡線、一般国道178	佐津 イン ター チェ ンジ	新温 泉浜 坂イ ンタ ーチ	路端から 1,000メ ートル以 内の区域 (禁止地	香美町 新温泉町
---------------	----------------------------	----------------------	----------------------------	----------------------------	---	----------------------------	----------------------------	--	-------------

(香 住道 路・ 余部 道路 ・浜 坂道 路・ 東浜 居組 道路 )		エン ジ	号、県道竹田指杭線のうち県道浜坂井土線との交点から一般国道178号との交点まで、県道浜坂井土線及び西日本旅客鉄道株式会社山陰本線（新温泉町の区域に限る。）の各路端から100メートル以内の区域、七釜温泉の周辺の区域（町道二日市古市線のうち町道七釜線との交点から町道七釜村中線との交点まで、町道七釜正法庵線のうち町道旧県道栃谷線との交点から町道二日市古市線との交点まで、町道七釜線、町道七釜村中線の各路端から100メートル以内の区域）並びに景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景型広域景観形成地域の香美町香住区「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域を除く。）	エン ジ	域等の区域を除く。）	
	居組 イン ター チェ ンジ	鳥取 県境	路端から1,000メートル以内の区域			新温泉町

公 告

ひょうご県民ボランティア活動賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、平成29年11月8日に次の者を表彰した。  
平成29年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 足 立 ちゑこ  
 (2) 住 所 丹波市  
 (3) 功績内容 地域でのサロン運営等、高齢者の居場所づくり活動を行っている。
- 2 (1) 氏 名 足 立 美代子  
 (2) 住 所 丹波市  
 (3) 功績内容 特別養護老人ホームや地域で、喫茶ボランティアを行っている。
- 3 (1) 氏 名 阿 南 博 史  
 (2) 住 所 加東市  
 (3) 功績内容 難病患者やその家族のネットワークづくりを行っている。
- 4 (1) 氏 名 新 井 靖 子  
 (2) 住 所 揖保郡太子町  
 (3) 功績内容 保育園での食育指導や調理指導を通じて地域の食生活改善活動に取り組んでいる。
- 5 (1) 氏 名 今 村 眞智子  
 (2) 住 所 丹波市  
 (3) 功績内容 高齢者への手作り菓子の提供、傾聴ボランティアを行っている。

- 6(1) 氏 名 岡 田 和 子  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 障がい者施設での作業補助、高齢者の買い物介助を行っている。
- 7(1) 氏 名 小 林 恵美子  
(2) 住 所 川辺郡猪名川町  
(3) 功績内容 生活習慣病予防などの料理教室等を通じて、地域の食生活改善活動に取り組んでいる。
- 8(1) 氏 名 佐 藤 正 巳  
(2) 住 所 養父市  
(3) 功績内容 高齢者に対し、カラオケや絵手紙の指導、手品の披露等の活動を行っている。
- 9(1) 氏 名 菅 野 ト シ  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 特別養護老人ホームで、入浴介助や傾聴活動を行っている。
- 10(1) 氏 名 高 橋 義 文  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 小学生の登校時や放課後に、地域児童の見守り活動を行っている。
- 11(1) 氏 名 武 中 明 子  
(2) 住 所 加東市  
(3) 功績内容 ひとり暮らしの高齢者への給食配送ボランティアを行っている。
- 12(1) 氏 名 田 中 恒 子  
(2) 住 所 小野市  
(3) 功績内容 視覚障がい者へのガイドヘルプ活動や、養成講座の開催をしている。
- 13(1) 氏 名 富 田 由 子  
(2) 住 所 神戸市北区  
(3) 功績内容 地域住民の健康チェックや高齢者の健康相談を行っている。
- 14(1) 氏 名 中 尾 まき子  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 新聞や広報誌の朗読テープを作成し、視覚障がい者へ届けている。
- 15(1) 氏 名 中 村 忠 勝  
(2) 住 所 尼崎市  
(3) 功績内容 小学生の登下校の見守りや、園児へ昔の遊びを教える活動を行っている。
- 16(1) 氏 名 早 草 田鶴子  
(2) 住 所 朝来市  
(3) 功績内容 生活習慣病予防などの料理講習会や伝承料理の継承など食文化の普及活動を行っている。
- 17(1) 氏 名 藤 原 益太郎  
(2) 住 所 川西市  
(3) 功績内容 小学生の登下校の見守り活動を行っている。
- 18(1) 氏 名 芦屋地区更生保護女性会  
(2) 住 所 芦屋市  
(3) 功績内容 更生保護活動のほか、子どもたちに礼儀作法を伝える活動を行っている。
- 19(1) 氏 名 あすなろの会  
(2) 住 所 赤穂郡上郡町  
(3) 功績内容 ひとりぐらしの高齢者や高齢者世帯への給食調理や、地域施設での行事補助を行っている。
- 20(1) 氏 名 囲碁みどり会福祉部  
(2) 住 所 伊丹市  
(3) 功績内容 外出が困難な方と囲碁対局を通じた交流支援を行っている。
- 21(1) 氏 名 一品ふれあいの会  
(2) 住 所 朝来市  
(3) 功績内容 特別養護老人ホームでのレクリエーション活動と地域貢献活動を行っている。
- 22(1) 氏 名 SSV ( S a n d a S t u d e n t V o l u n t e e r )  
(2) 住 所 三田市

- (3) 功績内容 園庭における園児の見守りや、児童の学習支援活動等を行っている。
- 23(1) 氏 名 おしゃれ応援団 u k i u k i
- (2) 住 所 伊丹市
- (3) 功績内容 高齢者・障がいのある方の衣服の製作や、介護用品の研究開発やリフォームを行っている。
- 24(1) 氏 名 加西市老人クラブ連合会
- (2) 住 所 加西市
- (3) 功績内容 ひとり暮らし高齢者の見守りや、地域の清掃活動を行っている。
- 25(1) 氏 名 カタリナ (ロザリオ幼稚園)
- (2) 住 所 伊丹市
- (3) 功績内容 高齢者施設での傾聴活動や車いす介助を行っている。
- 26(1) 氏 名 北小地区福祉委員会ボランティア部会 Vシャローム
- (2) 住 所 川西市
- (3) 功績内容 高齢者を対象としたふれあい昼食会等を行っている。
- 27(1) 氏 名 神戸キワニスクラブ
- (2) 住 所 神戸市中央区
- (3) 功績内容 絵本の寄贈や、独自の表彰制度を設ける等、子ども達のための奉仕活動を行っている。
- 28(1) 氏 名 こくさいひろば芦屋
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 外国人の親子からの進路相談や日本語学習支援を行っている。
- 29(1) 氏 名 サークルりんりん
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 車いす利用者の介助や、小学校等で車いす介助の指導を行っている。
- 30(1) 氏 名 手話サークル あゆみ
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 手話や聴覚障害者に関する制度等の普及活動を行っている。
- 31(1) 氏 名 手話サークルKOKO
- (2) 住 所 加東市
- (3) 功績内容 地域への手話ボランティア体験講座や手話劇を行っている。
- 32(1) 氏 名 手話サークル マジック
- (2) 住 所 川西市
- (3) 功績内容 イベントでの手話通訳や、小学校等での手話指導を行っている。
- 33(1) 氏 名 銭太鼓 双葉会
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 地域で銭太鼓を演奏し、文化・芸能を通じたボランティアの促進を行っている。
- 34(1) 氏 名 たつの市新宮町朗読ボランティアグループ「せせらぎ」
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 新聞やエッセイ等の朗読テープを作成し、視覚障害者へ届けている。
- 35(1) 氏 名 丹南点訳アイ・愛サークル
- (2) 住 所 篠山市
- (3) 功績内容 ゴミ分別カレンダー等、生活に関わる情報の点訳や点訳講座を行っている。
- 36(1) 氏 名 千尋ボランティアグループふくろう会
- (2) 住 所 相生市
- (3) 功績内容 高齢者を対象としたふれあいサロンや手作りの小物を贈呈している。
- 37(1) 氏 名 出の上ふじの会
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 高齢者の通院介助、公民館やミニ集会所でふれあい交流会を行っている。
- 38(1) 氏 名 てんとうむし
- (2) 住 所 赤穂市
- (3) 功績内容 車イス利用者の通院時の移送サービスを行っている。
- 39(1) 氏 名 西紀手話サークルほたる

- (2) 住 所 篠山市  
(3) 功績内容 地域住民と聴覚障がい者との交流を兼ねた手話の勉強会を行っている。
- 40(1) 氏 名 認知症予防教室 一輪会  
(2) 住 所 姫路市  
(3) 功績内容 「回想法」を用いた認知症予防教室の開催を行っている。
- 41(1) 氏 名 布の絵本「青い鳥」  
(2) 住 所 宝塚市  
(3) 功績内容 エプロンシアター等を手作りし、貸出しや施設への寄贈を行っている。
- 42(1) 氏 名 兵庫県立小野工業高等学校ボランティア同好会  
(2) 住 所 小野市  
(3) 功績内容 福祉施設での清掃活動や食事介助の手伝い、花壇の整備等を行っている。
- 43(1) 氏 名 福美会  
(2) 住 所 神崎郡福崎町  
(3) 功績内容 地域でのふれあい喫茶や、給食・配食サービス活動を行っている。
- 44(1) 氏 名 ボランティアグループ すみれ  
(2) 住 所 豊岡市  
(3) 功績内容 デイサービス利用者への傾聴活動、レクリエーションの補助を行っている。
- 45(1) 氏 名 ボランティアグループすみれ会  
(2) 住 所 篠山市  
(3) 功績内容 高齢者を対象としたふれあい喫茶の開催、施設の行事補助を行っている。
- 46(1) 氏 名 三木おもちゃ病院ドクターグループ  
(2) 住 所 三木市  
(3) 功績内容 おもちゃの修理を通して、青少年の健全育成に寄与している。
- 47(1) 氏 名 ミスターエイト  
(2) 住 所 姫路市  
(3) 功績内容 老人ホームでの車いすの修理や清掃の他、南京玉簾等の公演活動を行っている。
- 48(1) 氏 名 むすびっこグループ  
(2) 住 所 尼崎市  
(3) 功績内容 障がい者への外出支援、地域の祭りやバザーに参加を促す活動を行っている。
- 49(1) 氏 名 めばえサークル  
(2) 住 所 尼崎市  
(3) 功績内容 地域住民に対し、手話とレクリエーションを交えた交流会を行っている。
- 50(1) 氏 名 読み聞かせ教室 ピノキオの会  
(2) 住 所 南あわじ市  
(3) 功績内容 乳幼児から高齢者を対象に読み聞かせ活動を行っている。